## 川崎市消費生活eモニター実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市民の消費生活上の様々な問題についての意見、要望、苦情等を広く聴取し、 消費者行政の資料とするため、川崎市消費生活 e モニター(以下、「e モニター」という。)の実 施について必要な事項を定める。

(条 件)

- 第2条 e モニターは、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。
  - (1) 市内に住所を有する者であること。
  - (2) 18歳以上の者であること。
  - (3) 国家公務員又は地方公務員でない者。
  - (4) 川崎市暴力団排除条例第2条第3号の暴力団員等でない者。

(募 集)

第3条 eモニターは、第2条の条件を満たす者を公募により募集する。

(登 録)

第4条 e モニターの登録は、第2条の条件を満たし第3条で応募した者を対象とする。

(任 期)

第5条 e モニターの任期は、登録日から3年間とし、e モニターからの活動中止の申し出がない限り、1年ごとに更新されるものとする。

(業 務)

- 第6条 e モニターの業務は、次の各号に掲げる事項のうちから必要に応じ、市が依頼する事項とする。
  - (1) アンケートに回答すること。
  - (2) その他消費生活に関する調査及び行事に参加すること。

(費用負担)

第7条 e モニター活動で発生する費用については、自己負担を原則とし、市は、いかなる場合においても、謝礼、費用弁償等の支払を行わないものとする。

(失格要件)

- 第8条 e モニターが次の各号のいずれかに該当したときは失格する。
  - (1) 条件を満たさないとき。
  - (2) 辞退を申し出たとき。
  - (3) e モニターの職務を遂行できないとき。
  - (4) e モニターとして不適格な行為があったとき。

(その他)

第9条 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

(関係要綱の廃止)

川崎市消費生活モニター設置要綱を廃止する。